

私立高等学校等教育費負担軽減制度の一部変更について（ご連絡）

政府による私立高校授業料の実質無償化に向けた制度の拡充に伴い、2020年度より一部変更される内容をご連絡致します。主な変更点を下記にまとめましたので、ご確認いただきますようお願いします。

1. 就学支援金制度

(1) 支給上限額（授業料軽減額）の一部変更（2020年4月より）

変更後の授業料軽減額と実質負担額は、【変更表】でご確認ください。

(2) 所得判定基準額の変更（2020年7月より）

7月分より現行の都道府県・市町村民税の所得割合算額から、課税所得合計額を基準とした算定方法（※1）による新たな判定基準に変更となります。

7月から変更されます。

※1【計算式】市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - 調整控除の額

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

【変更表】（月額表記）

現 行				変更後		
所得判定基準額 ＊所得割額合算額	授業料軽減額 < >内は県減免額	授業料の実質 負担額		所得判定基準額 7月分以降 ※1	授業料軽減額	授業料の実質 負担額
0円（非課税）	24,750円 <+250円>	7,500円	⇒	154,500円未満	32,500円	0円 (実質無償化)
100円以上 85,500円未満	19,800円 <1,000円>	11,700円				
85,500円以上 297,500円未満	14,850円 <1,000円>	16,650円	⇒	154,500円以上 304,200円未満	9,900円	22,600円
297,500円以上 507,000円未満	9,900円	22,600円	⇒	304,200円以上	—	変更なし
507,000円以上	—	32,500円	⇒			

(3) 案内や手続きの変更

オンライン申請システム「e-Shien」導入に伴い、申請の意思確認（意向登録）、保護者情報の確認（所得確認等）や入力、認定確認等は原則として、パソコンやスマートフォン等で行っていただきます。

ただし、2020年3月現在、就学支援金を受給されている方は、既にマイナンバーを提出されて

いるため、新たな手続きは不要です。課税証明書の提出も不要です。

- * 受給認定をされた方は、(毎年)のご案内は省略致しますが、認定結果は用紙での配付を従来どおり行います。
- * 受給の差止や受給の認定がされていない方は、その都度、意向確認（申請する・しない）及び申請手続きが必要となりますので、ご案内をさせていただきます。(次回は6月を予定)

(4) 認定結果と授業料納入時期の変更

4月から6月分については、現行の所得判定基準により、4月から授業料を軽減します。

ただし、7月分以降の受給認定結果の通知が、8月末（予定）となり、7月・8月分の授業料へ反映が困難であることから、授業料は以下のように納入していただくようご理解の程お願い致します。

6月までの認定者 及び新規申請者	無償化認定者	7月・8月分振替なし。9月以降は軽減額が満額になる為、負担金0円。
	基準額認定者 減免月額 9900円	7月・8月分振替なし。9月に7月～9月分の軽減額差引の上、振替。10月からは毎月軽減後の金額で振替。
	不認定	7月・8月分振替なし。9月に7月～9月分の合計を振替。10月からは毎月振替。
申請しない者	(6月確認)	7月より振替（通常とおり）

※授業料のみ記載です。授業料以外の生徒納付金は、従来とおり毎月振替します。

(5) その他

年度途中に、保護者情報等の変更（婚姻、離婚、死別、課税地等）があった場合は、変更等の届出が必要ですので、速やかに事務室の担当者までご連絡ください。変更の届出を提出せず、不正受給と判断された場合は、その事由変更に遡っての返金となりますのでご注意ください。

2. 三重県授業料減免制度

就学支援金制度の拡充に統一されましたので、廃止となります。

3. 奨学給付金制度

(1) 給付額の一部増額

非課税世帯で生徒が第1子になる方は、98,500円から103,500円に増額となります。
その他の変更はありません。

(2) 所得の認定確認の変更

給付金申請者の同意を得て、就学支援金用に提出された課税証明書から変更となり、就学支援金用に提出されたマイナンバーにて確認します。

就学支援金等に関して、ご不明な点等がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

■問い合わせ先：三重高等学校事務室（就学支援金担当）

☎ 0598（29）2959（代） *平日（月～金）8:10～16:10